

座 総 審 第 6 号  
平成 22 年 8 月 24 日

座間市長 遠藤 三紀夫 様

座間市総合計画審議会

会長 齊藤 進

(仮称)第四次座間市総合計画基本構想（原案）について（答申）

平成 22 年 5 月 28 日付け座政発第 18 号をもって諮問を受けた ((仮称)第四次座間市総合計画基本構想（原案）について、次のとおり答申します。

### 答 申

市町村自治体における総合計画は、総合性と計画性のある行政運営の指針となるもので、これまで多くの自治体において実効性のある計画行政の取り組みが試みられてきた。

今回、（仮称）第四次座間市総合計画基本構想を検討するにあたっては、従来の計画づくりの考え方を大きく変え、変貌著しい社会・経済情勢への対応を的確に図るため計画期間を 10 年に短縮し、またこれまで多くの自治体でみられた計画の 3 層構造（基本構想－基本計画－実施計画）を 2 層構造（基本構想と基本計画を一体化）に組み替え、総合計画の計画内容をより簡潔かつ鮮明なものとした。

こうして計画づくりの発想を変えることで、本市が抱えるまちづくり課題の把握がより明確となり、更には国内外ともに社会・経済情勢の変化が大きく予測される中、本市の将来都市像の実現に向け、機動性と計画性のある行政経営が可能と考えている。

また本計画では、計画全体を通して“協働”によるまちづくりをキーワードに、各施策分野において“協働”の発想とそのための施策の取り組み方針がまとめられた。

この“協働”によるまちづくりへの取り組みは、特に市民と行政、更には事業者の協力・連携が重要で、こうした発想による新たなまちづくりへの挑戦を期待したい。

なお計画は策定後がまさにスタートであり、今後は“協働”を前提にそれぞれの計画の実践を望みたい。

この場合、計画の実施状況を検証可能な計画評価の仕組みを導入されることを求めたい。

そこでは市民参加と協働を前提に、必要情報を公開し、本計画で示された目指す姿（まちづくり指標等）の検証を望みたい。

また計画の推進に当たっては、財政計画との整合に特段の配慮を払い、更に本計画の施策体系に合わせた庁内組織のあり方（組織再編）について検討を望みたい。

最後に本計画の実践により、座間市民が「誇りを持って住むまち」座間“ ”となる事を切に願い答申とする。

## (仮称)第四次座間市総合計画基本構想(原案)に対する修正意見

### 第1編 総論

- 基本構想の全体を通して、市民の誰にも、分かりやすく利用しやすい計画となるよう、目次、デザインや配色、文体などを工夫すること。
- 総論2章4節の②土地利用の方針において、農業が多面的な機能を発揮する背景を補足すること。
- 本計画では協働によるまちづくりを前提に描かれているが、そもそもの協働の定義が明確に示されていない。総論第4章1節において、既にある協働まちづくり推進指針などを踏まえ、市民と行政との協働のあり方を明示すること。
- 本計画では協働とともに経営という視点でまちづくりに取り組む意思が示されている。総論第4章2節においては「都市を経営する」と明示されているが、本文中にその趣旨を市民に分かりやすく説明すること。

### 第2編 各論

- 2章の⑦行政経営資源の活用において、「ひと、もの、かね、情報」など、一般的な民間経営における”資源”の分類の下に説明がされている。行政経営といった観点から市民に分かりやすく説明を補足すること。
- 施策4 医療体制について、災害時の医療に関し救急医療体制と災害医療体制の内容を充実するとともに、初期救急体制の強化についても明記すること。
- 施策18 市民参画について、市民・行政相互提案による事業の推進を明記すること。
- 施策27 教育活動について、登下校の際に児童の交通安全を支える市民の参加など、安全や危機管理に関する市民の協力・育成を明記すること。
- 施策44 商・工業について、将来の産業振興を目指し、本市の商工業の担うべき役割や具体性ある施策の方向を明記すること。